古物商の皆様へ

ウェブサイト利用取引のURLの届出方法について

ウェブサイトを使用して古物の取引をされる場合は、使用するＵＲＬの届出が必要となります。

届出対象

取り扱う古物に関するデータをインターネットで公開し、取引の申し込みを相手方と対面しない通信手段(電話、電子メール、メッセージ等)により受ける場合、ＵＲＬの届出が必要です。

ただし

○　ＵＲＬが無作為に割り当てられ、かつ、そのＵＲＬを反復継続して利用することがない場合

は、届出は必要ありません。

届出が必要な例

○　自身で開設したホームページ（通販等で古物の取引をするもの）
○　ネットショップ（メルカリshops、base等）
○　オークションサイトで出店したストア（ヤフオクストア、ebay等）

届出が不要な例

○　商品を一点ずつ出品する場合（ヤフオク、メルカリ等）

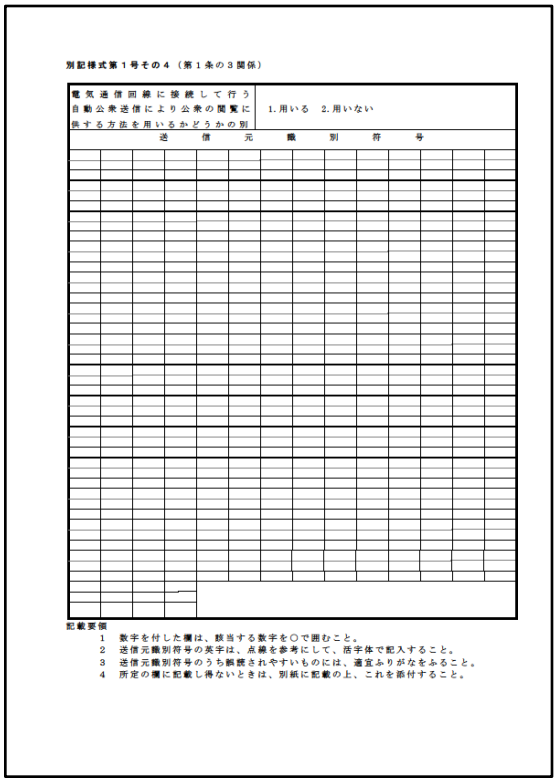

別記様式第１号その４（第１条の３関係）

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別	1.用いる　2.用いない
送信元識別符号	

記載要領

1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2　送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
3　送信元識別符号のうち解読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。
4　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

届出の方法

「様式第１号その４」(左の書式)を記入し、

○　URL疎明資料
○　その他の必要書類
　（申請書、変更届等）

と一緒に提出してください。

※　パソコン等を使用し、URLを別紙に印字する場合は様式を使用する必要はありません。
　「様式第1号その４」は、「1.用いる」に○をつけて、「送信元識別符号」の欄は記入せず提出してください。

URL疎明資料(一例)

①　プロバイダが発行した証明書
②　WHOIS（フーイズ）検索の検索結果
③　上記①②の提出ができない場合、該当のURL及び申請者氏名等が表示されている画面のスクリーンショット（別途、理由書の提出を求められる場合があります。）

不明な点がある場合はお問い合わせください

岡山県警察本部